

67/63

(20)

# 書類綴

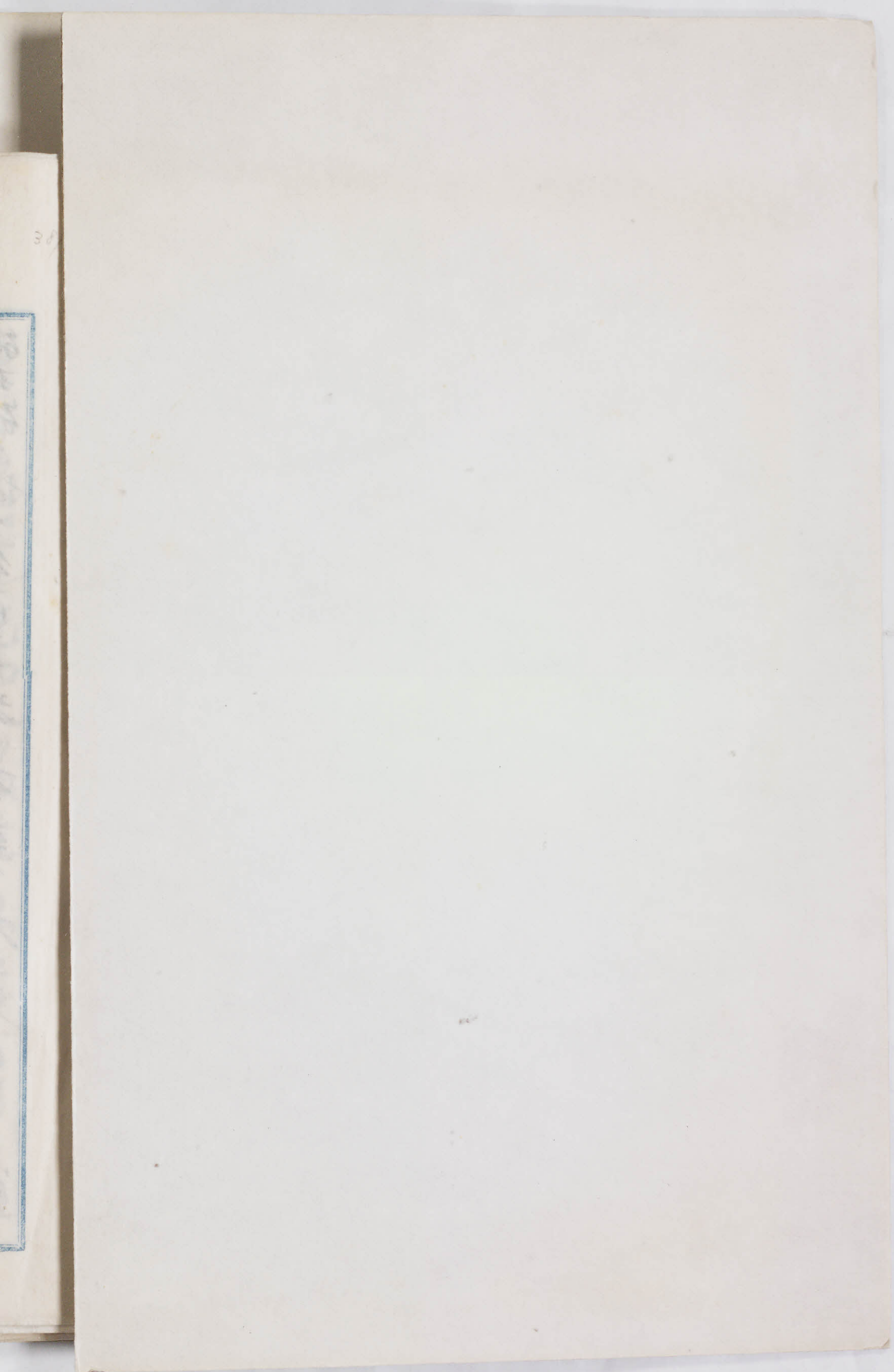
(明治37~43年ニ3)



金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	23(20)
資料名	松尾元総裁 所蔵資料
保管容器	□108
<small>研30009</small>	

通貨、金融史料	
分類	IBa ビン
整理番号	27(20)
受入番号	3806
名称	松尾元総裁 所蔵資料
備考	

67/63



①  
 謹啓 松尾總裁閣下。閣下が日本銀行總裁  
 就任以來、鋭意事務、改善の圖ヲシ、綱紀ノ振  
 張、秩序ノ整頓ヲ期セラル、味盛意ハ不肖ノ  
 疾ニ感佩スル所ニ有之、殊ニ、閣下が事務  
 而モ行務ノ  
 利害ニ関スルモノアリ、於テハ不肖等ノ忌憚ナキ  
 言説ヲ徹ヒテ、味、洪量ハ深ク、感徳スル所ニ  
 未ダ、不肖ハ、閣下ノ知遇ヲ蒙リ、行負ノ末班ニ列  
 ス、固チ、微衷ヲ致シ、莫一ニ報効セシムルヲ期ス、然レ  
 淺學不才、何ホ、貢獻スル所ナク、常ニ者ニテ、忸怩ノ  
 至リ、堪ヘス、今、閣下ノ味盛意ニ對シ、聊カ  
 微衷ヲ致サセトス  
 今春命ニ據リ、上京ノ節、閣下ハ不肖ホニ對シ、行

内若部事務監督 検査ニ関スル意見ヲ陳述ス  
 一キ百所演達アリシガ不肖セ抑ニ思考スル所ナリ  
 シル所痛シト云々事公言ヲ憚リ亦事重大ニシテ  
 熟慮スヘキ事ナラシムルニ心切ニ他日ヲ期セリ而シテ  
 起リ進言ノ概守ラズルニ知ラ言ハサレハ思ハラヌ思フ  
 テ告テサレハ義ニマテス不肖カセ抑ニ懐抱スル所  
 陳述ニ依テ考ニ供ス所迄、決出ス  
 不肖怕クニ検査事務ノ行務ノ整理上且般ニ  
 者ナルヲ要シ一日ニサ旬具ニ付テ不可ラレハ言ハ  
 ル所ナリト云々之ヲ行務ノ本本ヨリ見レトキハ  
 ニシテ准テ行務ノ秩序ヲ保ツニ付テハ一手段ニ  
 思フ此ノ事務カ人ニ依テ行ハレトキ事者力不才  
 能不能ニ控テ分ル、カ故ニ事務カ本ハ入ニ在リト

事スルヲ得一先ッ人ヲ強ムル、法立テ云月力ノ道

言ふにフヲ得一之先ツ人ヲ治ん、法立々云月乃ノ道  
 行ハレ之ヲ致舞好大属シ人々熙シ皞々トシテ其心  
 ヲ安シ其業ヲ樂ム至ラハ期セムコトテ事務ノ着ルヲ見  
 ハレ是即其本ナレトナリ不肖素ヲテ検査監督ヲ  
 輕スレトラス其必要一日の久クウラカレ知レト云々若  
 其本ヲ務メムシテ身ヲ其志ニ走ルトキハ所謂本末  
 順序ヲ颠倒スルモノニシテ唯々其<sup>操</sup>方多クシテ其効果  
 ハ少キヲ思フ不肖ノ傲意ハ検査監督ノ處密完美ニ  
 シテ苟モ濫カレハ希重アムト共ニ尚ホ一步ヲ進メ一休ノ  
 身勢密然完美ニ事實ニ放テリ検査ノ必要ヲ感  
 セサレニ至リ若クハ少ク其必要ヲ輕減スルニ至ルニ更ニ  
 熱望シテ己ニサレテ放シ先ノ本行現時ニ放テ事  
 務ノ本々人ノ統御ニ笑シ卑見ノ操瑤ニ放テ請

意ヲ煩セト欲ス

本行大綱、統攬ハ一若下ニ在リ而シテ一若下カ本行ノ

大綱ヲ統一セリル、一若下ニ於テハ聊カ之ヲ所管之ハ勿論ノ

兼ニ之ヲ不肖ノ由々ニ俟タス然レモ一若下ガ其ハ統一、実ヲ

考ラレハハ容易ノ事業ニ非ケルヲ知ン本行ノ組織云々

若局課支店出張所等ノ諸般ノ業務ヲ成ル支店出張所

ハ遠リ若地ニ難在ナリ而シテ其局長以下皆一若下ガ其

ハ不才能不能ヲ知悉スルハ若其職ニ適シ其所ヲ

得タルハ勿論ノ下ニテ不肖ガコトニ言フ為メノ限リ

非不然レモ其他一般ノ行員ニ付テハ其數成百ノ多

キニ上レリ總裁ニ於テ其多數ノ行員、其ハ才不才

能不能司掌、俾レテ適否又ハ局長支店長ホカ

其部トニ對シ統御ノ宜ヲ得タルヤヲ知悉セラレ

必要ありと雖是も変じざる容易ノ業ニアラス必スヤ一ノ  
 概望ニ據ラザル可クサテ信ス 現時ニ於テ行方ノ懸隔  
 進退ノ事際ハ秘書役ノ司掌ニ俾ント自レ同任ガ  
 内外多端ノ事際ニ鞅志スルノ俾テ多數行方ノ  
 実情ヲ當ニシ其進退懸隔ニ對シテ強裁ノ遺憾ナ  
 ク美方ニ供セントスルハ殆ト不可能ノ事ニ非ルカ此概  
 望ノ不備ハ人ヲ治ムル法ニ於テ人才ヲ陶冶スル  
 道ニ於テ名知ヲ思フ而シテ工ノ欠馮ハ人事ノ完  
 一ニ支障ヲ来スルニ至リ行務ノ進行上至大ノ災  
 俾テ有らん言テ待クザル所ナリ尤モ局長支店長ハ  
 其部下ノ懸隔進退ニ於テハ責任ヲ次ニ總才ニ進  
 言スルヌナンカ故ニ總裁ニ於テ是レ之ニ重キヲ置ルルハ  
 中ハ白布ノ下ニ入ルル也 總裁ニ於テハ本行全俾

一統一ノ上ヨリシテ之ヲシテ偏倚ナカテシテ其方ヲ得セシメ  
 然レ可ラス凡ノ人ノ弱点トシテ明達ノ士ニ示サシムルハ侵  
 潤ノ備膚受ノ懇お之尸明ラ敷ハルハ其ノ絶無ヲ保セズ  
 不幸ニシテ或ハ其過を隔ルセリコトカ之ヨリ生ズル  
 殊波ハ凶イテ一殺ノ不辛ヨリ忌祀スル至ル人ノ進退豈  
 際最ニ慎サシムル可キ事少ク不祥ノ言ニ以テシテ今茲  
 彼是ノ言ヲ以テ之レハ与長支所長お為ル一部ノ長  
 々々ノ其部下ノ力不才其品行如何ホ  
 之ヲ知悉スルハ必要アルト共ニ之ニ接近親善スルハ  
 勿論ノ事ナシ凡一二陋劣ノ輩之ヲ考他位トシテ取  
 忠義彪々他ノ私事未行ヲ密告シ針小棒大ノ  
 言ヲ為シ殊ニ自相善クシテ又ノ一件ニ誤構陷擠至  
 テサレテ其結果上下お疑ニ此徒獨り得ルハ色



其結果上下... 其結果上下... 其結果上下...

アリその他、卑尼、徒ハ其、喙、端ニ挂ラシク、恐レシ、持、説  
ト、先、其、意、色、ヲ、現、後、ニ、表、シ、言、者、其、言、ヲ  
改、行、者、其、行、ヲ、糺、唯、其、説、構、ノ、材、ク、テ、ヤ、ハ、  
恐、レ、其、意、色、ヲ、現、後、ニ、表、シ、言、者、其、言、ヲ  
一、二、人、ヲ、為、シ、ト、非、常、ノ、心、ヲ、生、ズ、ル、ヲ、指、ラ、ス、此、説  
獨、リ、得、ク、ス、ル、ヲ、ア、リ、ト、セ、カ、其、一、致、ニ、為、テ、流、マ、ス、或、ヤ、之、ヲ、反、想  
シ、ト、ス、ト、捕、拏、棟、柱、ノ、心、ヲ、ア、リ、ト、ス、天、ノ、事、務、ノ、奉、行、ハ、一  
部、下、行、包、同、ノ、統、一、協、和、ノ、如、何、ニ、依、テ、定、リ、保、マ、ス、一、二、才、辨  
他、ノ、過、ク、ン、ス、ト、ア、リ、ト、ス、也、苟、モ、他、ノ、一、致、協、和、ヲ、妨、ク、ル、ト、  
ハ、口、ノ、道、ニ、同、ホ、リ、蓋、テ、キ、ク、モ、ナ、ラ、ス、一、件、ノ、秩、序、ヲ、害、ス、  
之、ヲ、弁、カ、ル、カ、ス、況、ニ、ヤ、辨、結、ノ、才、ヲ、ト、ス、ル、事、務、ノ、  
大、体、ニ、由、リ、テ、唯、其、口、舌、ヲ、事、ト、ス、ル、事、務、ノ、  
為、走、ニ、内、且、ク、本、行、業、務、ノ、如、キ、物、カ、他、ノ、高、業、的、的、  
有、

社事務上其趣ヲ異ニスルアリ行務ノ執行ニ在リテハ  
 精密ニ條規ノ在リテモ若夫内行員ヲ指揮シ外行  
 務上ノ折衝ノ任ニ當リテモ智ヲ幹リ要スルモノ長  
 店長以上ノ事ナリ一般行員ノ如キ上司ノ指揮ト規正ト  
 行員一致協和ノ風及於之、正直勤勉ノ風ヲ奨励  
 之、必要ヲ知リテ故ニ行員ノ正直勤勉協和ノ  
 實ヲ舉ゲトスルハ進退點階ノ人事ニ對シ最モ公平慎重  
 人注意ヲ要ス人材ヲ陶冶スルノ道亦之ニ外ナラス  
 此是不肖ニ為ル事行々有リ進退點階ノ為長支  
 店長ノ責任ヲ重視スル者全體ヲ通シテ側面的觀  
 察、一概閣下ナル可ラズト其概實ハ總裁カ最モ信  
 任ヲ置カル、一人若クハ二人、性忠清、夙亮ニシテ材幹ニ當

モノヲ以テ考テ人事ニ任シ常ニ行負ノ能不能勉不勉  
司掌事務ノ適不適日昇進ノ遲速ヲ親切ノ調査ヲ  
力シ之ヲ德裁ニ差考ニ供シ一面与長支店長ノ稟  
申トニ依リ但是照在送テヲ宥理セラルニ於テハ是  
公平ヲ保ツヲ得与長支店長ノ自家ノ統括スル  
一部一島ニ偏倚スル過ナカラシメ本行全件トシテノ權  
衡ヲ保ツヲ得与長支店長ノ統括スルニ其ノ能  
已ニ人事ノ統一行ハレ育才ノ道立リコトヲ、ニ其本  
之々んヤリニシテ行勢退塞ノ原因リル惡風ノ如キ所謂  
根ヲ絶ケ枝葉枯ル、ノ弊ニシテ自ラ消滅シ行勢退塞  
期ニテ待ツ、ハ此是尙ホ完全ノ秩序ヲ則スニ於テ  
査監替ノ手段ニ依リ消極的ニ矯正ノ道ヲ立ル  
必要アリ況ニヤ人ノ賢否ノ別リ時ニ消長ニ差アリ

本支店に亘りて事務、統一の如きり、事實上、必ずしも  
 不<sup>レ</sup>容易、業に挑<sup>ル</sup>ルに於て、是れ、監査検査  
 ノ必要<sup>ナ</sup>ル<sup>ル</sup>検査監査、如斯<sup>ニ</sup>必要<sup>ナ</sup>ル<sup>ル</sup>理由、  
 先行<sup>テ</sup>事務、本に非<sup>ス</sup>レテ其<sup>レ</sup>本ナル<sup>ル</sup>一<sup>ト</sup>換言<sup>ス</sup>レバ、  
 検査監査ノ目的、非<sup>ス</sup>レテ一ノ手段タル<sup>ル</sup>に過<sup>ク</sup>ヤサ<sup>ル</sup>一<sup>ト</sup>事務、  
 不<sup>レ</sup>旨<sup>ニ</sup>、確<sup>ク</sup>信<sup>ス</sup>ル<sup>ル</sup>と<sup>ル</sup>所<sup>ナ</sup>ラ<sup>ズ</sup>而<sup>シ</sup>其<sup>レ</sup>如何<sup>ナル</sup>理由<sup>ニ</sup>  
 基<sup>キ</sup>テモ、検査監査ノ設置ヲ必要<sup>ト</sup>ス<sup>ル</sup>其<sup>レ</sup>制度ノ  
 完美<sup>ニ</sup>充<sup>テ</sup>テ<sup>ル</sup>計<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>務<sup>ナ</sup>ク<sup>ル</sup>所<sup>ト</sup>ス<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>旨<sup>ニ</sup>、現  
 時<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>ル<sup>ル</sup>検査ノ方法ヲ見<sup>ル</sup>に、其<sup>レ</sup>現金及帳簿  
 点<sup>檢</sup>ハ一定<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>、今更<sup>ニ</sup>取<sup>テ</sup>云<sup>フ</sup>ハ、所<sup>ヲ</sup>先<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>  
 検査者<sup>ノ</sup>如何<sup>ナル</sup>及<sup>テ</sup>是<sup>レ</sup>年<sup>ノ</sup>検査<sup>ナル</sup>カ、帳簿  
 物品<sup>ノ</sup>限<sup>リ</sup>、其他<sup>ノ</sup>必要<sup>ナル</sup>諸<sup>事</sup>付<sup>テ</sup>二重<sup>ノ</sup>重<sup>シ</sup>サ  
 ル<sup>ル</sup>遺<sup>レ</sup>憾<sup>ナ</sup>ク、帳簿現金其他物

此ノ兵族ハ族査ノ主要ナル目的ノ一部分ナルニ相違ナ  
 本支店ヲ通ズル事務ノ統一司掌ノ警備人  
 員ノ多寡、配置ノ適否、行方ノ氣風、協和ノ如何、又、  
 局長ノ所長ノ部下ニ對スル統御ノ如何、地方ノ情况  
 如何、重要ノ事項、亦サカラス、是レノ事項ヲ最モ公平ニ  
 且綿密ニ觀察シ、溢裁ノ考慮ニ供スル必要中ノ必  
 要ト思方ケルモ、往來ノ族査ニ於テ早ニテ是レノ旨ヲ放  
 充分ノ觀察行ハシ、遺憾ナキニ放スルニ至リ、所ナキ  
 事務カニ至テ完全執行セテし、り、トモ、  
 不肖確ク信ス、事務ノ本ノ人ニ至リ、殊ニ族査後、如キ果シテ  
 遺憾ナキ、前傳ノ事務カニ至テ、  
 識見卓抜ニシテ事務ノ  
 カアリ、資性正直、勤勉ニシテ、事務ノ指道、可及、善ク為ス、ノ能力  
 有ハス、ノ事ヲ、可ラ、ス、コト、理想的模範ト本々、シ、  
 事務ノ

上ニ成リハリ其資性ノ上ニ成リ衆多ク、  
 而シテ此ノ權限トシ  
 衆多ク奉テ且説ニ悦服スルカヤクモノ  
 要ス族查多ク女  
 亦皆一行ノ奉ヲ後キ之ニ任シ和シモ人モ  
 其任命ノ名譽  
 上ニ成リハリ其資性ノ上ニ成リ衆多ク、  
 而シテ此ノ權限トシ  
 衆多ク奉テ且説ニ悦服スルカヤクモノ  
 要ス族查多ク女  
 亦皆一行ノ奉ヲ後キ之ニ任シ和シモ人モ  
 其任命ノ名譽  
 上ニ成リハリ其資性ノ上ニ成リ衆多ク、  
 而シテ此ノ權限トシ  
 衆多ク奉テ且説ニ悦服スルカヤクモノ  
 要ス族查多ク女  
 亦皆一行ノ奉ヲ後キ之ニ任シ和シモ人モ  
 其任命ノ名譽  
 上ニ成リハリ其資性ノ上ニ成リ衆多ク、  
 而シテ此ノ權限トシ  
 衆多ク奉テ且説ニ悦服スルカヤクモノ  
 要ス族查多ク女  
 亦皆一行ノ奉ヲ後キ之ニ任シ和シモ人モ  
 其任命ノ名譽

也しり是を族查する如き其族查ニ必要ナル事項は複雑也

恐りり他を顧んぬ、唯すの傳に其事務に任らしめ、餘りるを  
要るに不有の思念、人所の行務、存えん人事、年々公平  
に抑ふん、元を行人の功、陶治せん、道に冥ふ、行負、屏ナ  
熙々、輝々トシテ、其所に安んじ、其世帯の樂トト曰、時々他方  
公平、嚴正、ん、族、查、監、督、存るに、い、う、ん、事、務、ノ、進、務、以、テ  
持、り、り、行、代、ノ、振、張、次、ヲ、勉、ス、一、ウ、如、斯、ク、行、務、ノ、政  
善、行、ハ、サ、ン、ヲ、勸、ス、モ、蓋、シ、得、可、ウ、ス、ト、信、ス、ル、也、存、リ  
不肖、造、次、之、ヲ、思、ヒ、念、后、ウ、キ、ん、能、カ、ス、濶、下、章、ニ、寛、宥  
以、テ、進、言、ヲ、要、ナ、ン、敢、テ、忘、情、ヲ、悞、ラ、ス、謹、テ、之、ヲ、尤  
在、テ、致、ス、次、第、ニ、以、生、ス、幸、ニ、以、危、考、ノ、一、助、ト、モ、お  
成、テ、至、外、ニ、モ、以、進、入、野、人、禮、ニ、周、ハ、サ、ン、ノ、失、言  
ハ、味、海、也、ヲ、待、ツ、ノ、こ、こ、以、生、我、恐、惶、頓、首

明治三十八年六月

島 郁太郎

松尾 洋 銀行 總裁 閣下

執事

行文、支離、越了、亦、後、亦、推、讀、一、

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



日本銀行答申

近來金融ノ緩慢ニ伴ヒ稍々事業熱ノ起ラント  
 スル兆候アルヲ以テ中央金融機關ノ操縦上特  
 ニ注意スヘキ旨本年八月二十三日付ヲ以テ御  
 内訓ノ趣謹承仕候因テ右ニ関スル卑見左ニ開

陳仕候

抑々本行ニ於テ調査スル所ニ依レハ昨年五六  
 月頃ヨリ本年八月末ニ至ルマテ事業ノ新設若  
 クハ擴張ニ係ルモノ南滿洲鐵道會社ヲ除キ資  
 本金額凡五億五千萬圓ニ及ヒ短期間ノ計畫ト  
 シテハ隨分巨額ナリト謂フ可シ然レトモ明治  
 三十三年以來引續キ沈睡ノ裡ニ在リシ事業  
 界力同三十六七年ノ頃ニ至リ經濟上ノ回復ト

共ニ將ニ醒覺セントスルニ當リ恰モ日露開戦  
 ノ事アリ其計畫奈展ヲ中止スルノ己ムヲ得ヤ  
 ルニ至リタルモノナレハ戦争ニヨリ民力疲弊  
 セサル限り戦局終結秩序回復ニ際シ殊ニ戦勝  
 ノ餘勢ニ伴ヒ企業ノ一時ニ興起セシトスルハ  
 寧口當然ノ勢ト云フ可ク況ヤ戦役ノ結果滿韓  
 ニ對スル事業ノ計畫ヲ要スルニ至リ是等ノ金  
 額モ亦前記金額中ニ包含シ居ルコトナレハ彼  
 是ヲ比較スレハ左程過大ノ計畫ト云フ可キニ  
 非ヤルカ如シ  
 勿論此等多數ノ計畫ニ就キ逐一仔細ニ其實質  
 ヲ研究スル片ハ或ハ基礎ノ堅実ナリ又其  
 設計ノ疎漫ナルモノモ之レナキニアラサルハ

シト虽モ玉石往々混淆ノ弊ヲ生スルハ事業勃  
興ノ際ニ於テ到底免レ難キ理勢ナリ然レ氏今  
日ノ企業家ハ日清戰役ノ事實ニ鑑ミ大ニ此辺  
ニ注意シ其事業ノ性質モ概シテ有用ナルモ、  
多キガ如シ例ハ水力電氣ノ如キハ競争ノ結  
果一時ハ供給過多ノ時期ヲ来シ為ニ株主ハ困  
難ヲ感スルコト無キニアラヤルハキモ其ノ事  
業ニシテ成立スレハ我カ工業ハ比較的廉價ノ  
原動力ヲ使用シ隨テ廉價ナル加工品ヲ多数ニ  
製造スルコトヲ得自カヲ輸入ヲ防遏シ輸出増  
加ヲ促スニ至ラン然モ亦原動力ノ需要漸次多  
キヲ加フルニ至レハ一時困難ニ瀕セル株主モ  
亦利運ヲ回復スルコトヲ得ヘク國家經濟ノ上

ヨリ見ルトキハ甚望マシキ所ナリト不現ニ我  
カ國ハ多額ノ國債ヲ外國ニ負擔セリ是等事業  
ノ興起ニヨリ商工業ヲ増進シ輸出貿易ヲ伸張  
シ以テ國力ノ充實ヲ勉ムルニ非サレハ外債元  
利金ノ仕拂兌換制度ノ維持何ニテ力之ヲ  
支フルコトヲ得ン此點ヨリ見レハ有益ナル事  
業ノ振興ハ最希望不可キ所ニシテ唯之力為メ  
急激ニ國力不相應ノ資金ヲ要シ金融ヲ紊乱セ  
シムルカ如キニ至リテ始メテ危険ナリト云フ  
可シ要ハ能ク事業ト金融トノ調和ヲ得セシム  
ルニ在ルノミ  
因テ此ノ事業ト金融トノ調和如何ニ就キ考フ  
ルニ直ニ五億五千萬圓ト云ハ頗ル過大ニ聞

ユルモ此等ノ事業ハ決シテ一朝ニシテ完成ス  
 ルモノニ非スシテ全部拂込ラ了スル迄ニハ必  
 ス数年ノ歲月ヲ要スルモトス今假ニ三四年  
 ニテ漸次拂込ラ了スルモノトスレハ一ヶ年平  
 均凡一億幾千萬圓ヲ出テス今後尚引續キ新規  
 ノ計畫アリトスルモ数年ニ亘リ拂込ラ為スト  
 キハ急劇ニ資金ノ需要ヲ起スニ至ラサル可シ  
 而シテ其ノ財源如何ト云フニ戰時中單資金ト  
 シテ仕拂ハレタル金額ハ現今迄ニ凡拾五億七  
 千萬圓アリ内八月末迄ニ海外へ流出セリト認  
 ム可キ正貨ノ高凡六億七千萬圓ヲ差引クモ大  
 億圓ハ内地ニ散布セラレタルモノニシテ其ノ  
 輾轉シテ民間市場ヲ潤澤セルモノ亦少カラサ

ル可ク而シテ戦時中ヨリ國民一般勤儉ノ美風  
ニ慣レ戦争終結後ノ今日ニ至ルマテ尚此習慣  
ヲ保持スルカ如クナレハ市場資金ノ供給亦少  
カラサル可シ又近來外資流入ノ端緒開ケ自然  
外資ノ市場ニ入り来ルモノアリ之ヲ將來ニ推  
スニ内外金利ノ懸隔ハ急ニ平均ス可クモ非サ  
レハ尚引續キ多少外資ノ流入ヲ見ルヲ得可シ  
此等ノ点ヨリ考フルトキハ今日ノ程度ニ於ケ  
ル事業擴張新設ノ計畫ニ對シ漸次資金ノ拂込  
ヲ為スニ於テハ未夕遽ニ憂慮ス可キニ非サル  
ヲ認ムルナリ  
以上述フル所ノ如ク大体上ヨリ觀察スルトキ  
ハ事業ノ興起ハ國家進運上頗ル喜フヘキコト

二屬不然レトモ事業ヲ計畫スルモノト之力資  
金ヲ供給スル銀行家トノ間ニハ其ノ態度自力  
ヲ相異テサレヲ得サレモノアリ即チ事業家  
ハ國家ノ為メ又自己ノ為メ有利ナリト認ムル  
所ハ十分邁往奮進スルコトヲ要スルト同時ニ  
銀行家モ亦國家ノ為メ自己ノ為メ其ノ資金融  
通上ニ就キ十分ナル警戒ヲ加フルコト是ナリ  
蓋銀行ノ貸出資金ハ主トシテ預金ニ依ルモノ  
ナルカ故何時其引出ノ請求ニ遇フモ直ニ之ニ  
應スルノ覺悟アルヲ要ス故ニ其ノ事業ニ放資  
スルヤ單ニ其ノ事業ノ確實ナリト云フヲ以テ  
安心ス可キニアラス必十分ニ貸出先ノ資力  
信用ヲ調査シ其果シテ期限ニ至リ正確ニ返濟

シ得ルヤ否ヤヲ確メサル可カラス若シ然ラズ  
シテ單ニ其ノ事業力確實ナリト云フノ理由ヲ  
以テ証據金拂込証等ヲ担保トシテ貸出ヲ為ス  
カ如キコトアラシカ一朝貸出先資力缺乏シテ  
拂込ヲ果サシル場合ニハ銀行ハ其ノ貸金ヲ損  
失トスルカ或ハ其ノ株式ヲ引受ケ拂込ノ義務  
ヲ負擔セサルヘカラス事此ニ至レハ銀行ハ其  
ノ株式ニ應募シ預金ヲ變ヒテ株式ニ固定セシ  
メタルノ事実トナリ融通ノ途ハ金ク閉鎖セラ  
レ預金ノ取付ニ遇フモ之ニ應スルコト能ハサ  
ルニ至ルヘシ況ヤ其ノ引受ケタル株式低落シ  
損失ヲ受クルカ如キ場合ニ達着セリトスレハ  
銀行ハ破産ニ陥ルノ不幸ヲ免カレサルヘシ又



幸ニシテ其ノ事業ハ確實ニシテ結局其ノ引受  
ケタル株式ヨリ相當ノ利益ヲ收ム一シトスル  
モ資金ノ輾轉利用ヲ本領トスル銀行トシテハ  
既ニ其ノ主義ヲ失ヘルノミチヲス一朝市場ノ  
形勢一変シテ金融ノ逼迫ヲ告ケルニ至リテハ  
今日過剰ニ苦メル預金ニ急劇ニ引出ヲ請求セ  
ラル、ニ至リ亦遂ニ仕拂停止ノ厄運ニ遭遇ス  
ルニ至ラン故ニ事業資金ノ需要起ルニ際シテ  
ハ銀行家ハ有益ノ企業ヲ應援スルト同時ニ慎  
テ資金ノ固定ヲ避ケ以テ事業ト金融ノ調和ヲ  
得セシムルコトヲカム一キナリ  
本職ノ見ル所以上述ヲル所ノ通りニ候ニ付本  
行ノ中央金融機関トシテ施設スル所モ一ニ其

ノ方針ニ依リ可成國家有益ノ事業ヲ幫助スル  
ト同時ニ放資ノ途ニ就テハ十分慎重ノ警戒ヲ  
加ヘ以テ御内訓ノ旨趣ニ相遵ヒ可申心得ニ御  
座候右内申仕候也

日本銀行總裁

松尾臣善

明治三十九年十月十六日

大藏大臣法學博士阪谷芳郎殿

67163

②にλ,2017=新聞印板

明治四拾五年二月一日

存

件回東京朝日新聞

# 日本銀行總裁の意見

物價騰貴と兌換券の數量に關する高橋日  
 本銀行總裁の意見は、時節柄經濟界に至  
 大の影響あるべしと信ず。而して其結果  
 が爲つて去四十年に於けるが如き經濟界の  
 好況と其後の慘劇とを惹起するにあらざ  
 るかを憂る。亦來去四十年の好況と慘  
 劇とに就ては當時の日本銀行總裁松尾郷  
 は其責を分たざるを得ざるなり。今其理  
 由を略述せん、去三十九年の秋、例の  
 投機熱流行の傾向あるや、時の藏相阪谷  
 剛は之に關する特種銀行總裁の意見を徵  
 したるとありき。然るに其答申は尙れも  
 樂觀的ならざるはなかりしが、就中、日  
 本銀行總裁の意見は最も樂觀的なりき。  
 曰く、日露戰爭中、政府が民間に散布した  
 る軍資金は總計十幾億圓かに達す、其内  
 外國に流出したるもの若干を牽引くも尙  
 民間に何億圓かの遊資を生じたる筈也、  
 故に新事業の勃興するは當然なり、決し  
 て其拂込に窮するが如きとあるべからず  
 と。此説を解剖すれば、戰爭の爲に人民  
 は疲弊せずして、却て富むといふ不思議  
 なる決論に到着せざるを得ずと雖も、世  
 人は之を看過せざりき。説其ものに至り  
 ては多分何人も感服せざりしならんも、  
 日本銀行總裁にして斯かる意見を懷抱す  
 る以上、日本銀行は戦後如何なる方針を  
 執り、日如何なる影響を經濟界に與ふる  
 かを見通さざりき。而して株式に異常の  
 暴騰を生げ、謂はゆる成金は蘇生し、而  
 して其反動として四十年以後の慘劇を呈  
 したるなりき。之に就き松尾卿の答申は

裁にして前記の如き意見を有する以上は  
 射利に疾目なき投機者流は、直に其經濟  
 界に及ぼす影響を看取すべし。彼等は謂  
 へらく『昨秋來日本銀行が容易に金利を  
 引上げざりしは、總裁の意見が前記の如  
 くなりしを以てなり、又東京市の外債取  
 寄せの結果、唯さへ膨脹せる兌換券が一  
 層膨脹し、唯さへ高き物價が一層騰貴す、  
 べきとは何人も懸念する所なるに拘らず  
 當局者が容易に之が救濟策を講ぜんども  
 せざりしは矢張り右の結果のみ、随つて  
 今後も山本藏相の通貨縮小策は容易に行  
 はれざるべし。而して經濟界は充分依然  
 として好景氣を繼續するに相違なし、高  
 橋卿の説は強ち感服するに足らざれど、  
 卿の如き地位の人が如上の意見を固執す  
 る以上は、經濟界の前途を豫測するに難  
 からず』と。彼等が斯く解釋する結果、  
 經濟界は一層活躍し、株式は此上暴騰し、  
 而して再び四十年の好況と其後の慘劇と  
 を繰返すとあるべし。これ吾人の最も  
 懸念する所。萬一斯かる結果を見るに於  
 ては、高橋總裁は丁度前年に於ける松尾  
 前總裁と同様の責任を分たざるを得ざる  
 べし。吾人は念の爲に一言し置く。

と。此説を解明すれば、戦争の爲に人民は疲弊せずして、却て富むといふ不思議なる決議に到着せざるを得ずと雖も、世人は之を看過せざりき。況其ものに至りては多分何人も感服せざりしならんも、日本銀行總裁にして斯かる意見を懐抱する以上、日本銀行は戦後如何なる方針を執り、且如何なる影響を經濟界に與ふるかを見通さざりき。而して株式に異常の暴騰を告げ、謂はゆる成金は蘇生し、而して其反動として四十年以後の惨劇を呈したるなりき。之に就き松尾卿の答申は其二因たりし也。然るに高橋總裁の過日の放言は、或は之と同様の影響を經濟界に與ふるとありざる乎。今や物價は大に騰貴し、經濟界は頗る好況を呈せり。其上一區圓に近き東京市の外債は遠からずして内地に散布せられんとす。經濟界の趨勢は殆く去卅九年の秋投機熱流行前の模様と酷似せり、而も其未だ大に浮足となりざる所以のものは、要するに山本大藏大臣の通貨縮小方針が、或は此亦勢を抑へ制するにありしやと思はるゝを以て、用心深き資本家の容易に新專業に手を出さざるに因る。即ち東京市の外債が輸入せらるゝに隨つて、當局者は内國債を發行して之を吸上るとか、若くは經濟界の好況に向ふに隨つて中央銀行の金利を引上ぐるとか、種々の手段を以て現に勃興せんとする投機熱を抑制するにありざるかを懸念し、爲に敢て大膽なる思惑を爲さざるに外ならず。此時に當り金融上の樞機を掌握せる高橋總裁は、意外にも兌換券の數量と物價とは全然無關係なりと放言す（即ち兌換券の發行高が未曾有の巨額に達せるに拘らず、物價は之が爲に騰貴したるにありすと云ふ。此兩者は全然無關係なりといふに同じ）。必ず歩調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉すべしや否やは姑く置き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

ては、高橋總裁は丁度前年に於ける前總裁と同様の責任を分たざるを得べし。吾人は念の爲に一言し置く。

と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

かを見通さざり。而して株式に異常の暴騰を告げ、謂はゆる成金は蘇生し、而して其反動として四十年以後の慘劇を呈

其二因たりし也。此は高橋總裁の過日の放言は、或は之と同様の影響を經濟界に

興ふるともらざる乎。今や物價は大に騰貴し、經濟界は頗る好況を呈せり。其上一

層圓に近き東京市の外債は遠からずして内地に散布せられんとす。經濟界の趨勢

は宛かも去舟九年の秋、投機熱流行前の模様に酷似せり。而も其未だ大に浮足とな

らざる所以のものは、要するに山本大藏大臣の通貨縮小方針が、或は此形勢を抑

制するにあらすやと思はるゝを以て、用心深き資本家の容易に刺戟業に手を出さ

ざるに因る。即ち東京市の外債が輸入せらるゝに隨つて、當局者は内國債を發行

して之を吸上るとか、若くは經濟界の好況に向ふに隨つて中英銀行の金利を引上

ぐるとか、種々の手段を以て現に勃興せんとする投機熱を抑制するにあらざるか

を懸念し、爲に敢て大膽なる思惑を爲さざるに外ならず。此時に當り金融上の樞

機を掌握せる高橋總裁は、意外にも兌換券の數量と物價とは全然無關係なりと放言す（卿は兌換券の發行高が未曾有の巨

額に達せるに拘らず、物價は之が爲に騰貴したるにあらすといふ。此兩者は全然無關係なりといふに同じ）。必ず非調を

同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

べきや否やは姑く措き、又兌換券の數量と物價の關係に關する學理上の研究は姑く別問題とするも、兎に角、日本銀行總

裁と日本銀行總裁との意見の一致は、必ずしも非調を同じくすべき筈の大藏大臣と日本銀行總裁とが全然反對の意見を有し、之が爲に財政并に金融機關が果して圓滑に運轉す

### ジュアレス陥落

#### 墨國革命軍の勝利

二十八日桑港特派員發  
墨西哥革命軍一千カンパ將軍指揮の  
に二十七日早朝よりジュアレス市を  
撃し四百の市民は武装して抵抗した  
も衆寡敵せず潰走し同市は午前十時  
命軍の手に歸せり死傷不明是より先  
國政府は二千の歩騎兵を國境に配置  
若し米人の生命財産を危殆ならしむ  
如きことあれば國境を越えて干渉す  
き準備なりしが大戰とならざりしかば  
唯監視し居たり

### 大統領辭職勸告(上)

サンアントニオに滞在中のゴメズ將軍  
はマテロ氏に大統領職を勸告せるが  
マ氏は之を拒絶し却てゴメズ將軍の内  
亂教唆を非難せり

### 伯林電報 (日取次)

### 土國外相強硬

二十八日伯林特約通信社發  
土耳其外務大臣は各國の大使に前以て  
通牒を發し諸列國が伊國のソリボリ併  
合を基礎として此戰爭を結了せしめん  
ことを提議すとも土耳其は一切之に同  
意することを欲せずとの意を示せり

### 佛の對伊警告(同上)

マタン新聞はソリボリ協約が土耳其軍  
の亞非利加撤退を要求すべき由の電報  
を掲げしが佛國政府は之を否認せり併  
し同政府は伊國外務大臣へ向けペイル  
ートに於けると同じ事件にて佛國の利  
益に危害を加へざらんことを提言したり

### クリートと希臘(同上)

クリートが希臘と合せんとの新要求は  
諸保護國の爲めに拒絶せられクリート  
人民の方にて此上之に關する運動を見  
るが如きことあらば諸保護國にて同島  
を占領すべしと威嚇せられたり

### 獨逸銀行配當(同上)

諸大銀行は千九百十一年度に於て孰れ  
も千九百十年と均しく利益配當をなす  
べし

### 内國電報 (廿九日)

### 紡績聯合會委員會(大阪)

大阪紡績聯合會委員會は來三月二日正  
午大阪ホテルに開會、四晝夜休業案に  
關する施行細則を議定する筈にて四月  
一日より四晝夜休業に伴ひ輸出獎勵金  
の交付をも同時に廢止するととなり居  
れるが特に三月二十八日より向ふ一週  
間以内に輸出港に受渡する三月渡約定  
綿絲布にして四月十日迄に輸出するも  
のは三月中の輸出と見做し輸出獎勵金  
を交付するとに決し其旨一般綿絲商に  
通知したり

### 國民演說會(埼玉縣大和田)

二十  
八日午後一時埼玉縣大和田郡水谷村大王  
會を開き代議

國品に適用す可き税率の外該適用税率を算出す可  
き我國定税率百分率なる欄を設けたり蓋し佛國品  
に適用すべき税率のみを協定し置くとときは將來帝  
國政府に於て該税率を増加せしむ可き場合に之  
に處するの方法に苦しむ可き普通國定税率の外特  
別の協定税率を設くるには條約に依るの外なきを  
以て附屬議定書の規定に依り協定税率増加の自由  
を留保しなから帝國政府は之を實行するを得ざる  
こととなり該規定は佛國政府のみを利用せられ我  
國に取ては全然空文に歸すべきが故に佛國品に適  
用する税率は本邦國定税率に對する一定の歩合を  
基礎として算出すべきことを定め(該歩合は改正税  
率を以て今回協定せる佛國品に適用すべき税率を  
除せる百分率なり)帝國政府に於て協定表記載の  
物品に對する現行國定税率を引上ぐるときは乃ち  
佛國品に適用すべき協定税率を引上ぐることを成  
る様用意したる次第なり  
此の如く輕減歩合を協定せるは一九〇二年佛ニカ  
ラカ通商條約、一九〇三年錫蘭島に關する英佛通  
商條約、一九〇七年佛ハイチ通商條約並に一九〇  
二年米歐通商互惠條約等に其の實例あり  
(四)日佛新條約に依る協定税率の稅番數は我十五  
個目に對し彼れは僅かに六個目に過ぎずとも雖も右  
協定税率の保障を受ける佛國品の本邦輸入額二十  
十萬圓(此の内毛織絲は既に獨逸との兩協品に屬  
し其佛國よりの輸入額五十五萬圓)なるに對し協  
定本邦品への輸出額は六十三萬圓なり  
(本邦貿易年表に依る明治四十一年、四十二年平  
均數にして佛國統計に依る兩年平均純輸入額は三  
百十萬圓とす)  
(五)佛國に對する今回の協定品中葡萄酒類、シヤ  
ンパン、石鹼、薄荷類、毛織絲、モスリン、双眼鏡の  
稅番九個目に涉るものは日佛舊條約の協定税率に  
して之等に對する新協定税率を舊協定税率に比す  
るに何れも高率にして少くも尚ほ四割餘の引上な  
り又蠟油、天然バタ、阿列布油、自動車、自動車  
部分品、メリヤス機械の稅番六個目に涉るものは  
從前協定なかりし物品にして右の中阿列布油、自  
動車、自動車部分品及メリヤス機械に對する今回  
の協定税率は舊國定税率よりも幾分低廉なり尤も  
之等四品は未だ内國に製産せられざるが故税率輕  
減の爲内國工業に影響を及ぼすの憂なりとす



財政金残高

明治四十三年一月十二日



一、條件附政府ヨリ買入レタル英貨ノ残高ハ 959,138 ヲ

賣戻シ其代リ金ヲ以テ内地公債ヲ買入ルコト

英貨運用利殖率ハ今後二分半乃至三分ヲ出テガ

ルベキヲ以テ内地公債ヲ額面ニテ買入ルモ二分乃至

二分半方利殖率ヲ増加スルコトヲ得ヤレ仮リニ

分増トスレバ一ケ年ノ増益左ノ如シ

其 959,138 x 9.60 x 1/100 = 920.754

二、準備勘定中英蘭銀行當座預金残高ハ従来七十

万磅ヲ下ルコト稀ナリ今後同残高ヲ五十万磅見當ニ

日本銀行

止ノ其差額二十万磅ヲ大藏省証券トシテ運用スルコト

目下廻送中ノ金塊決済セラハトキハ在外準備

ノ総高減少スルヲ以テ準備中ノ當座預金残高ヲ之

ニ準シテ減少スルモ不都合ナカルベシ

而シテ準備勘定中ノ當座預金残高減少スルト同

時ニ其減額ニ該當スル高ヲ準備外ノ三日通知預

金又ハ特別為替資金(利付)トシテ保有シ必要

責ニ堪合ニ其内ヨリ支拂ニ應シ君クハ準備勘定ト

振替ヲハコトハスレバ實際ノ効力ハ準備勘定ノ當

座預金残高ヲ従来ノ低トナシ置ルニ比シ格別異

十元コトナシ  
不特英の買入  
東京公債を買入

右ノ方法ヲ執ルトキハ三日通知預金又ハ特別為替資

金ノ利率丈ノ利殖率ヲ増加スル譯ナリ其率ハ二

分乃至二分半ナルベシ仮リニ分トスレハ一年ノ増

益左ノ如シハ當少野金ハ其隙運用ナリ中間ニハ

$200,000 \times \frac{2}{100} = 4,000$

$4,000 \times 9.763 = 39,052$

三、倫敦ニ於ケル定期預金ノ代リニコンソル又ハ本邦公債

抵當貸ラ為スコト

往時ノ経験ニヨシバ抵當貸利率ニ定期預金利率

日大長行

ヨリ  $\frac{1}{4}\%$  乃至  $\frac{3}{4}\%$  方高し仮りに利率ヲ  $\frac{1}{2}\%$  増トシ  
 現在残高ニヨリテ算出スレバ一ケ年ノ増益左ノ如シ

$$200,000 \times \frac{1}{100} = 2,000$$

$$1,000 \times 9.763 = 9,763$$

(大藏省証券ト抵當貸トハ利率大差ナシ又三日通  
 知預金ハ當世預金ト定期運用トノ中間ニアルモノ  
 公ハニシテ多ク之ヲ存シ置クニ運轉上便宜ナルヲ以テ其  
 儘ト爲シ置ク可然)

四準備外大藏省証券現在保有高  $2,356,729$  トラ  
 約半減シ其代りに本邦英貨又ハ裏書公債ヲ買入保

有  
ハコト

本邦公債ノ利廻ハ四、三五乃至四、九〇位ニシテ現在ノ

方法ニヨル利殖率ハ今後二分半乃至三分ヲ出テザルヤ

キラ以テ此方法ヲ執ルトキハ利殖率増加一、三五乃至二、

四〇位ト見做スヤし仮リニ二分増トスレバ一、五年ノ増益

大ノ如シ

$$\frac{¥3567291}{2} \times \frac{20}{100} = ¥356722$$

$$¥356722 \times 9.763 = ¥348265.23$$

(此方法ニヨルトキハ必要ニ際シ賣却スルニ當リマ

ツノ損失ヲ蒙ルルノ危険ヲキヲ保セス故ニ此方法

目  
大  
長  
行

三、此運用ハ當分賣却ノ必要ナカルヤキ高止  
 ヲナルヤカラズ是レ先ツ大藏省証券現在高ノ年  
 額ヲ之ニ充テント欲スル所以ナリ目下廻送中ノ金  
 塊決済セウハトキハ倫敦ニ於テ準備ヨリ準備  
 外ニ移サル、資金約二百五十万磅ナルヤキヲ以テ準  
 備外ニ於テ二百万磅位ヲ本邦公債ニ運用スルモ當  
 分差支ナカランカ然レモ正貨収支ノ潮流一息スルト  
 キハホク之ヲ固定セシメ置クコト能ハカルヤモ知シカ  
 本邦ヲ以テ此方法ニ可成避ケラレシコトヲ希望ス

五、正金銀ヲ紐育出張所當坐現金ニ、○○○○○○○ヲ定期

現金トスルコト

當座現金利率ハ二分ニシテ定期現金利率ハ二分半乃至三分ナリ仮リニ二分半<sup>ニテ</sup>視テ入ルモノトスレバ利殖率増加 $\frac{1}{2}\%$ ニシテ一年ノ増益左ノ如シ

$$¥2,082,830 \times \frac{5}{1000} = ¥10,414.15$$

$$¥10,414.15 \times 2,0061 = ¥20,891.82$$

(此方法ハ金塊買入中止ノ結果多分監督役ニ於テ

必ズシモ本店ノ指図ヲ俟タズ取計<sup>算</sup>實<sup>行</sup>スルナラ

ント愚考ス)

六、準備勘定中正金銀行通知現金百万磅ノ内幾分ヲ

抵当貸トスレバ増益ヲ見ルヤキモ正金錫以テ殆ト同  
 働ウキヲ為スコトハ従来得タル利益ヲ失フコト、  
 ナルヤキヲ以テ氣ノ毒ノ感ナキヲ得ズ且ツ此方法ヲ嘗テ  
 スルニハ新ニ大蔵省ノ認テラ要ス各項目ノ増益ヲ合計スレバ左ノ如シ

- 1. 184,154
- 2. 39,052
- 3. 9,763
- 4. 348,265
- 5. 20,891

野分...



合計 602,126.55

三  
不  
限  
行

本行資金利息概算(四十三年度)

金

行

合計 8,905,151.22

日本銀行

(余照)

在外本行資金利息高概算(四十年止半季中)

銀行

倫敦

定期預金利息

£22750-

豫想

三日通知預金

888-

前季公半季=入收入

普通通知預金

1009-

特別

“

11,044-

“

英國大藏省證券

155,522-

前季中收入=入

£171,216-

@ 9263 = £1,671,582-

紐約

當店預金利息

\$60,776-

前季公半季=入收入

定期預金利息 (88000000-  
年2.5% = 5)

110,000-

豫想

\$170,776-

@ 2.006 = \$342,579

\$2,014,159

明治 年 月 日

在倫敦本行資金之生利利息總想高 (四十五年上半季間)

十一月三十一日 最高 最近利率之利息 一年期利息

定期預金	£ 200,000-1	2 $\frac{3}{4}$ %	£ 5,500-1
三日通知預金	150,000-1	2 $\frac{1}{2}$ %	£ 3,750-1
普通通知預金	140,022 $\frac{5}{3}$	3%	£ 4,201-1
英國大藏券	3,567,291 $\frac{13}{4}$	.0298	£ 106,305-1
特別通知預金	1,000,000-1	3%	£ 30,000-1
英國大藏券	8,762,635 $\frac{16}{5}$	.0298	£ 261,127-1
準備基金			£ 410,883-1

$$£ 410,883 \times \frac{181}{365} = £ 203,753-1. @ 9263 = \underline{\underline{£ 1,989,241-}}$$

明治 年 月 日

預け先	金額	期日	利率	期間
1-2 12-7"	2,000,000	10/10	3 1/2%	68
70-2-2	2,000,000	2/1	3%	90
200-2	2,000,000	8/4	2 1/2%	60
24-	2,000,000	8/8	2 1/2%	60



公債管理政策についての意見書

明治 年 月 日

日本銀行

一、本年、於ケル公債資金ノ残餘即チ佛貨借換公債募集

金ノ使用残額ヲ以テ明年ニ於テ据置期限ノ到来スル臨時

事件公債三億圓ノ借換財源ニ充ツルコト、スルヨリハ外債

ノ抽籤償還ヲ行ヒ他日四分半利借替又ハ鉄道資金

調達ノ素地ヲ作ルヲ以テ得策トストノ説ハ其ノ理由ヲ明示

セラレサルヲ以テ何レノ點ヨリ之ヲ主張サレカヲ詳ニ示

明治 年 月 日

此今日外国債ノ存据置期限ノ到達セハ四分半公債ノ  
 五五分利付ノモノハ今後十餘年ヲ經サレハ据置期限  
 到達セサルコトナレハ明年ニ於ケル内國債償還ヲ見合セ  
 外國債ヲ償還セシトイフハ五分利公債償還ノコト先  
 ツ之ヲ中止スヘシトイフ意見ナリトセサルヘカラス五分利公  
 債ノ償還ヲ中止セシトイフハ其ノ理由ハ左ノ諸點ノ一ニ

明治 年 月 日



カチラサへカラス

(甲) 五分利借換償還ノコトハ今日ヲテノ経過ヲ以テ見んニ宜キ

ヲ得タムモノニアラス去レハ今後借換償還繼續ハ之ヲ

見合ワスヘシ

(乙) 五分利借換償還ノコトハ今日ヲテノ處ニ宜シキ今

後ニ之ヲ續引セシハ宜シキヲ得タムモノニアラス去レハ今

明治 年 月 日

後ノ借換償還経債ニ見合ハスヘシ

(丙) 五分利借換償還ハ内国債ハ内国財源ヲ以テ之カ借換ヲ

行ヒ外国債ハ外国財源ヲ以テ借換ヲ行フヲ可トス外

国財源ヲ以テ内国債償還ヲ續行スルハ不可ナリ

(丁) 外国財源ヲ以テ内国債ヲ借換フニコト必ラズトセ不可

ナラサレバ内地ノ金融今日ノ如ク緩慢ヲ極ムニ於テハ此

明治 年 月 日

上外國財源ヲ以テ外國債ヲ償還スルハ不可ナリ故ニ一

時外國債償還ヲ見合セ外國債ヲ償還スルヲヨリス

二前ニ奉ケタル<sup>甲</sup>説ノ如ク五分利ノ債償還ハ宜シキヲ

得<sup>乙</sup>ルニモノ<sup>丙</sup>アラストノコトハ無論言ヒ難キ所ナリ或<sup>丁</sup>人

ヨリ<sup>戊</sup>時機或<sup>己</sup>少シ早カク<sup>庚</sup>ニ<sup>辛</sup>アサハカノ疑ヲ抱クモノモヤ

一<sup>壬</sup>或<sup>癸</sup>借換償還カ<sup>甲</sup>餘<sup>乙</sup>急激ナラサ<sup>丙</sup>クシヤトノ疑ヲ抱

明治 年 月 日

うモノモアう得へし然し比今日マテノ経過ニ於テ大体ヨリ  
見テ五分利公債ヲ借換償還スルコトニツキテ之ヲ不  
一ツトスヘキ所以ナシと雖も急激ナリトセハ少シク徐々ニ之  
ヲ行ハレノミ之ヲ以テ五分利公債ノ借換ヲ中止スヘキ  
理由トハナラズ

三、(乙) 設ク如ク五分利借換償還ノコトハ今日マテノ所ニ宜シ

明治 年 月 日

かりしモ今後之ヲ續行せしむ之キヲ得たるモノニアラス  
故ニ見合ハスヘシトイフハ単純ナル大体論トシテハ採  
ルルキ理由アルヲ見ス兩説差之クハ兩説ノ如ク見解ヲ取  
ルニ至ラテ初メテ議論ヲナスノ餘地ヲ生スルニ至ルモノナリ

四、兩説ノ如ク外國財源ヲ以テ外國債ノ借換ヲ行ヒ外國財  
源ヲ以テ外國債ノ借換ヲ行フヘシトノ意見ハ經濟上ノ

明治 年 月 日

人為的影響ヲ成へる輕セトス見地ヲ之ヲ見レハ  
一應ノ理由ナキニアラサレカ如キモ我邦ノ如ク資本之  
キ國ニアリテハ事業ヲ振興シテ經濟上ノ發展ヲ圖  
為ノ外國資本ヲ利用スルヲ以テ得策トスへ而シテ  
外國資本ヲ利用スルニツキテ民間個々之ヲナストキハ  
執高利ヲ拂フコトヲ免レサルカ故ニ國債借換ノ場

明治 年 月 日

合之時トシテ國ノ信用ヲ以テ外國ニテ借入之ヲ以テ  
國債ヲ借換ヘ資本供給ノ途ヲ開クハ國債借換  
ヲ經濟的ニ行フ所以ノモノナレハ唯之カ影響ヲ恐レ  
テ止ムヘキニアラス其ノ影響ヲツキテハ成ルヘク之ヲ自然  
的ニ利導スルヲ務ムヘク之ヲ以テ概括シテ外國債ヲ以テ  
外國債借換ヲ行フヲ不可トスヘキニアラス

明治 年 月 日

五、然ハ(小)説ノ如ク外国財源ヲ以テ内国債ヲ償還スルコト必ラスニ不  
可ナラサレバ地ノ金融今日ノ如ク緩慢ヲ極ムニ於テハ此上  
外国財源ヲ以テ内国債ヲ償還スルハ不可ナリ然レバ借換  
實行ノ結果若干ノ剩餘財源ヲ残スコト、ナレバ故ニ内  
国債ノ借換ハ一時之ヲ見合セ外国ノ抽籤償還ヲ行ハ  
レトイフコトナラハ一應理由アルコトノ如クニ思ハル

明治 年 月 日



單純に内国経済の状況に著目して公債借換を觀

るトキハ今回ノ借換公債にツキテモ内地ノ金融極メテ

緩慢にして金利日々低下スルノ時ニ當リテ一時一億七千百

余万円ノ外國債ヲ募集シテ内國債償還ノ財源ニ充ツル

コトニツキテハ多少ノ疑ナキニアラス他ノ事情ヲ顧慮スルコト

ナクシテ之ツイハハ其ノ金額ヲ二回乃至三回ニ分チ時機ヲ察知

明治 年 月 日

之漸次借換償還ヲ實行シタム方ヲナクシナラズトイフヲ得サ  
ルニモアラスハ云

六 然レ此外国市場ニ公債ヲ募集スルニツキテハ自ラ其時機

アリ今日経済ノ共通完全ナラサレバ或程度ニ行ハル、以上

我金融ノ緩慢ナルトキニハ彼モ亦緩慢ニ我逼迫スル場

合ニハ彼モ亦逼迫ノコト多ク募集セルトスル金額モ亦餘

明治 年 月 日

クニ小令し難キノ事情アヘシ去レハ我ニ都合ヨキ時ニ都合  
ヨキタケノ金額ヲ都合ヨリ募集シ得ヘシトハ必ラスニ之期  
スヘカラス募集シ得ヘキ時期ニ募集ニ適當ナル金額ノ募  
集ヲナスハ實行上蓋シ避クヘカラスハ場合アヘキナリ今  
回ノ一億七千百余万圓ノ佛貨借換公債募集ニ於テ  
觀察スレハ必ラスシテ之ヲ非難スルヲ得サヘシ

明治 年 月 日

七、然し而して此ノ如キ場合ニ於テ外国ニテ募集シタル借換  
資金ヲ以テ内国債償還ヲ行フニツキテハ相當注意ヲ要  
スルハ勿論ナリ即チ

(一)内国公債償還ヲ成スルニ内国經濟事情ニ適合セカ為メ

ニハ緩急ヲ見計ヒ時トシテ半年又ハ一年間位ハ緩令利子

ヲ損スルコトニ豫メ之ヲ覚悟スルコト

明治 年 月 日

(二) 内国金融緩慢ノ際ニ償還ヲ行フトキハ相當ノ手股ヲ  
講テ一時之ヲ他ニ吸収利用シ必要ノ時機臨ミ之ニ  
国市場ニ放出スルノ方法ヲ講スルコト

ノ手股ヲ採ラサニヘカラス此ノ如キ覺悟ヲ以テ此ノ如キ手  
股方法ヲ講スルニ餘地アリ以上ハ金融緩慢ノ際ト雖モ必  
ラスシテ外国財源ヲ以テ内国債ノ借換償還ヲ行フヲ

明治 年 月 日

不可ナリトスヘキ理由アラサハシ

八、今佛國ニ放テ一億七千餘万円ノ外債ヲ起シ其ノ半ヲ内地  
ヲ借換財源トシテ使用シタムノミコトヲ卒然内債措換ヲ  
見合セ外國四分半利付公債ノ償還ニ此ノ残額ヲ充テシ  
トスハ如何ナシ理由ニ出ツルモノナリヤ

〇四分利手取九十ノ公債ヲ以テ四分半利公債ヲ償還スルハ

明治 年 月 日

利拂に於て益スる所甚少額ニシテ元金に於て加ふる所少カ  
ラス償還期限近クキテ止ムヲ得サレバ場合ナラハ是亦可ナ  
レハキモ今日に於て特ニ望マシキコト、モイフヘカラス

(二) 抽籤償還ヲ行ヒテ鉄道資金募集ノ地ヲナストイフニ  
抽籤償還ヲ行ヒタル後直ニ募集ヲ行フナラハ幾令ノ効  
アラシメ償還ト募集トノ間ニ時日ヲ多少存セシムル如ク

明治 年 月 日

レハ時ノ情況ニヨリ其ノ効力多キヲ望ムヘカラスヘク

直ニ募集ヲナスナラハ其ノ資金ニ同シク内地ニ回送

放出サレ、コト、ナレモナレハ現存スル佛債公債募集

資金ヲ内地ニ回送放出スルニツキ手段方法ヲ講スルニ

テハ之ト幾何ノ差異ナキヲ得ヘキコトナリ何ヲ苦シム

テ四分半利償還ヲ為サレヘカラスニ必要アリヤ甚ク

明治 年 月 日



疑ハレトイハサヘカラス

九、佛貨公債募集金ノ残額ヲ以テ四分半利外債ノ償還ヲ

行ハレトノ説蓋シ内地現今ノ金融緩慢ナリ状況ノ下ニ更ニ

内地ニ外資ヲ散布スルコトヲ恐ル、コトアルニ併シナカラス此説

ニヨルニ鉄道資金ヲ外國ニ於テ募集スル以上ハ之ヲ内地

ニ回送放出セサヘカラス前ニイヘカ如シ此ノ如クスルニ

明治 年 月 日

於テ内地ノ資金ヲ放出スルコトモ徐々ニ之ヲナスコトヲ得テ  
之カ影響ヲ降ルルコトヲ得ヘシトイフナニハキモ内地ノ於テ直  
接ニ外国財源ヲ以テ五分利ノ公債ノ借換償還ヲ徐々ニ行  
ヒ同時ニ之ニ相應ニテ内地市場ニ對シテ鉄道公債ヲ募ル  
集スルニ於テハ五分利ノ公債ノ整理ヲ行ヒツ、同様ニ影響  
結果ヲ期待スルヲ得ヘケレハ外国四分半利ノ公債ノ償還

明治 年 月 日

ヲ行フカ如キ人詳リ利益ナク公債整理ニ縁遠キ方法ヲ用  
ユヘトノ説ハ此點ヨリ見ヘモ之ヲ是ナリトスルコト能ハサ  
ナリ

十 鉄道公債募集ニテハ或ハ政府ノ非募債方針ニ及セス  
ヤトイフモノアハト政府ノ非募債方針ナシモノハ思フニ  
一般行政ノコトニ関シテノコトナリ 鉄道ヲ特別ナシ會計

明治 年 月 日



制度ノ下ニ置カレタムハ其ノ範圍ニ屬セザルコトヲ明ニセシ為

メナリ 鐵道公債募集ノ必要アルコトハ外ノ共ニ認ムル所ニ

シテ所謂非募債方針ニ及スルモノニアラザルナリ 萬一所

謂非募債方針ニ及スルモノトスルニモ國利上之ヲ必要トセ

ハ之ヲ行フニ躊躇スヘカラスヤ明ナリコトナリ

十、又或ハ鐵道公債ヲ外國ニテ募集セルトスルニモ借換ノ状

明治 年 月 日

況、鑑し、或、四合利九十五、發行價格、之、募集  
ス、コト、困難、ナル、コト、ア、ヘ、シ、ト、イ、フ、モ、ア、ヘ、シ、時、ノ、状況、ヨ  
リ、テ、ハ、或、ハ、然、ル、コト、モ、ア、ヘ、シ、然、レ、凡、佛、國、ニ、於、ケ、ル、借、換、公、債  
ハ、四合利手取九十見当ナリシコトナリ、今日ノ金融状態  
カ、持續、ス、モ、ト、ス、レ、ハ、四合利九十五、發行價格、ニ、テ、其、ノ、方  
法、ヲ、撰、ム、ニ、於、テ、ハ、必、ラ、ス、シ、モ、出、来、サ、ル、コト、モ、ア、ラ、ス、若、シ、萬

明治 年 月 日

一ノ場合アコハ佛國、於テ募集セシ借換公債ヨリ元  
惡條件ヲ以テセサニ限リ國ノ損益ヲ見テ讓ツルコトアリ  
テモ差支ナキコトナリ發行價格ヲ下クルコトハ其中ニ於  
テ成ルヘク辭クヘトスレハ償還年限ヲ七年或ハ五年ノ  
短期ニ定メシコト募集ヲ了スルコト必ラスシモ困難ナラス若  
シ之ヲシモ困難ナリトスル場合アコハ金融ノ状況今日ト

明治 年 月 日

異ナレハ場合ニシテ外國財源ヲ以テ外國債ノ償還ニテ  
格別差支ナキ場合ナレハ

其之ヲ要スルニ今日五合利國債ノ借換ヲ中止シ其借換ノ

目的ノ為メ募集シタル資金ノ残額ヲ轉用シテ外國

四合半利付國債ノ償還ニ充テントノ説ニ對シテ同意

ヲ表スルコト甚ク困難ナリトス

明治 年 月 日



明治  
年  
月  
日

果  
十  
三  
日  
行  
國  
體  
之  
大  
業  
也  
行  
國  
體  
之  
大  
業  
也  
行  
國  
體  
之  
大  
業  
也



一、京都市公債ヲ本行擔保品トスルニ付キテハ條  
例第十一條第六項ヨリ法律上ハ差支ナキコ  
ト(先例ニツキテ見ルモ然ルコト)

二、法律上差支ナキコトヲモ之ヲ本行力擔保品  
トシテ受取ルカ各カハ全然本行ノ自由ナルコ  
ト(同上)

三、京都市ノ公債ハ既ニ發行ノ分ハ本行擔保品申  
ニ加ヘ居レリ故ニ今回發行サルハキ分モ擔保品ニ

四、加フルコト穩當ナルカ如ク見ユルコト

四、然レトモ本行ノ貸出資力ト一般財政經濟上ノ  
狀況トヲ顧ミテ其採否ヲ決定スルコトヲ要ス  
ルコト

五、一般財政經濟上ノ狀況ヨリ見レハ政府ハ資金ヲ  
要スルコト急ニ民間ニテモ有利ノ事業ヲ興ス為ニ  
資金ヲ要スルコト急ナルトキナレハ本市公債ノ  
如キ數年ノ後ニアラサレハ利益ヲ見サレ如キ事  
業ハ可成繰延ノコト可然カノ疑アリ然レハ本  
行カ擔保品ニ加フル如キ獎勵ヲ與フルコトモ  
熟考ヲ要スルモノナルコト

六、本行ノ資金ノ関係ヨリ見ルモ擔保品ノ増加ス

ルハ餘ク好マシカラサルコト

尚本市公債ニ先タチ各買収鐵道ノ社債ハ

現ニ國債トナレルモノナルヲ以テ本行擔保品ニ入

ルコトヲ要スルコト

七、既發行ノ京都市公債ハ既ニ擔保品ニ加ヘアルハ

三府トイヘル莫ニ重キヲ置カシタルコトナシキモ

經濟上ノ莫ヨリ見レハ神戸横濱名古屋ノ如

キハ重要ノ度ニ於テ京都以下ニアルヘカラス

京都新公債ヲ加ヘラルハナラハ神戸横濱名

古屋ノ公債ヲ例ヲ追ヒテ要求ノ懸念アルヘキ

コト

八、京都新公債ヲ本行擔保品ニ加ヘラレ、モ其

公債募集ニシテ成効セハ本行ニ擔保ニ提供

サル、モノサク實際ハ左マテノコトニアラサルヘキ

モ失敗スルトキハインデゲート銀行ノ持分多ク

ナリ本行へ持込ムモノ多クナルヘキコト

九、然レハ可成ハ本公債ヲ擔保トセラレサル方好マ

シキモ従来ノ京都市公債ヲ擔保トセル關係

ヨリ之ヲ排斥スルコト適當ナラストスル上其ニ重

臨時事件費并其財源 世年十月末日調査

臨時事件費

一金四億壹千五百拾叁萬叁千貳百九拾圓 臨時事件費

一金叁千五百六拾萬圓 冬營費

合計金四億五千七拾叁萬叁千貳百九拾圓

仕拂財源

一金貳千貳百四拾壹萬叁千百叁拾叁圓 增稅

一金壹億叁千六百六萬八千四百拾六圓 第一回 第二回 第三回 第四回 國庫債券

一金八千六百八拾叁萬四千百七拾壹圓 外國債

一金六千八百五拾九萬七千五百四拾圓 軍用切符使用高

一金貳千七拾四萬貳千百六圓 基金其他繰入

一金叁千貳百六拾七萬七千九百貳拾四圓 國庫内他會計部 一時繰替流用

一金叁百九拾萬圓 節約

日本銀行

一金七千九百五拾萬圓

日本銀行償上金

合計金四億五千七拾叁萬叁千貳百九拾圓

一金六千八百五拾萬圓

一金八千六百八拾叁萬四千四百貳拾圓

一金壹拾陸千六百六拾八千四百貳拾圓

一金壹千壹百四拾壹萬叁千百叁拾圓

環轉根額

合計金四拾五十六拾叁萬叁千壹百六拾圓

一金叁千五百六拾萬圓

一金四拾壹千五百拾叁萬叁千壹百六拾圓

細報車料費

細報車料費并其根額

世皇十有六日附查

臨時事件費并其財源

三十七年十月查

臨時事件費

一 金四億八千六百九拾萬零千六百零拾四圓

臨時事件費

一 金零千五百六拾萬圓

外 官 費

合計金五億四千八百五拾萬零千六百零拾四圓

仕拂財源

一 金零千八百八千八百四拾六圓

增 稅

一 金壹億五千四百四拾五萬七千五百五拾六圓

第一回 第二回 第三回 國庫債券

一 金壹億四百八拾萬零五千七百五拾九圓

外 國 債

一 金六千九百四拾萬七千五百四拾圓

軍用切符使用高

一 金貳千七拾四萬八千六百六圓

基金其他繰入

一 金四千零百七拾五萬八千八百四拾七圓

國庫内他會計部  
一時繰替法用

一 金六百零拾萬圓

節 約

一全九千六百萬圓

日本銀行貸上金

合計全五億八千四百五十萬零千六百零拾四圓

一全九千六百萬圓

一全九千六百萬圓

一全九千六百萬圓

一全九千六百萬圓

計數表

合計全五億八千四百五十萬零千六百零拾四圓

一全九千六百萬圓

一全九千六百萬圓

計數表

計數表

計數表



明治三十七年 自一月 至土月 準備正貨支拂高

一月分

一金貨千貳百八拾叁萬貳千百五圓 本邦ニテ支出

二月分

一金貨千六拾六萬八千八百八拾五圓 本邦ニテ支出

三月分

一金貨千九百貳拾九萬六千四百拾五圓 本邦ニテ支出

四月分

一金貨千五百四萬五千叁百六拾圓 本邦ニテ支出

一金貳拾六萬圓 (米貨拾叁萬圓) 本國ニテ支出

~~計千五百叁拾萬五千叁百六拾圓~~

五月分

一金貨千叁百五拾八萬八千五百七拾五圓 本邦ニテ支出

一金九拾六萬圓 (英貨拾萬磅)

銀塊買入代

一金八拾萬圓 (米貨四拾萬弗)

米國ニテ支出

計千五百叁拾四萬八千五百七拾五圓

六月分

一金貨七百八拾壹萬四百八拾五圓

本邦ニテ支出

一金貳百四拾萬圓 (英貨貳拾五萬磅)

英國ニテ支出

一金叁百八拾四萬圓 (英貨四拾萬磅)

銀塊買入代

一金叁百叁拾萬圓 (米貨百六拾五萬弗)

米國ニテ支出

計千七百叁拾五萬四百八拾五圓

七月分

一金貨四百壹萬四千五圓

本邦ニテ支出

一金貳百八拾八萬圓 (英貨叁拾萬磅)

英國ニテ支出

一金貳百八拾八萬圓 (英貨叁拾萬磅)

銀塊買入代

一金貳百八拾八萬圓(英債叁拾萬磅)  
銀塊買入代捐

計九百七拾七萬四千五圓

八月分

一金債叁百九拾八萬貳千貳百五拾五圓 本邦ニテ支出

一金四百叁拾貳萬圓(英債四拾五萬磅) 英國ニテ支出

一金四百八拾萬圓(英債五拾萬磅) 銀塊買入代捐

計千叁百拾萬貳千貳百五拾五圓

九月分

一金債四百貳拾貳萬貳千貳百六拾六圓 本邦ニテ支出

一金四百四拾八萬八千圓(英債四拾六萬七千五百磅) 英國ニテ支出

計八百七拾壹萬貳百六拾六圓

十月分

一金債五百貳拾叁萬六千六百貳拾五圓 本邦ニテ支出

一金八百四拾貳萬四千圓(英債八拾萬七千五百磅) 英國ニテ支出

計千零百六拾六萬六百貳拾五圓

十一月分

一金貨四百九拾六萬四千七百叁拾五圓

本邦ニテ支出

一金千貳拾五萬貳千八百圓(英貨百六萬八千磅)

英國ニテ支出

一金九拾六萬圓(英貨拾萬磅)

銀塊買入代折

計千六百拾七萬七千五百叁拾五圓

三十七年

自一月至十月

準備拂出高

一金貨

壹億百六拾六萬千七百拾壹圓

在外貨金五千九拾六萬四千八百圓

總計金四百叁拾六萬圓(米貨貳百拾八萬圓)

內

倫敦保管金叁千貳百七拾六萬四千八百圓(英貨叁百四拾壹萬叁千磅)

銀塊買入千叁百四拾四萬圓(英貨百四拾萬磅)

重要海外拂見込金

十月一日修正

本村

總金額

内間接拂

臨時事件費

文部省  
外務省

一、九八四、六三一  
一七七

陸軍省

三八、四三五、〇二八  
三七四  
三二、四八八、三三一  
七七二

海軍省

四四、五三五、三二九  
四七五  
一六、六二二、五七〇  
五〇〇

陸軍省

砲兵工廠及子位製鐵所

一、九九八、五二二  
〇〇〇  
一、九九八、五二三  
〇〇〇

兵器彈藥其他

三、〇九三、五〇〇  
〇〇〇

海軍省

軍艦製造及建築

八、〇二二、三八七  
〇八八

擴張費

一、二二一、四二六  
一、〇七七

送兵造船及材料費

一、二四二、七五四  
六三三

日本銀行

備考  
 以柳伯英

	間接拂	三五六、七二二	八六〇	三五六、七二二	八六〇
	國債費	一五、三五八、三二九	〇〇〇		
	煙草專賣費	一、四二六、四一四	〇〇〇	一、四二六、四一四	〇〇〇
	在外公館其他	四、六一四、六〇一	五九四	二、二〇三、九八二	〇〇八
	通信諸費	五、八三一、三七二	六四六	五、七六八、四三〇	八九八
	計	二、八、一〇、二〇二〇	〇一四	六〇、八六四、八七五	〇三八
	外				
	田形銀拂	二、三、五四、二二〇〇	〇〇〇		

大蔵省調 三十七年ニ於ケル 重要海外拂見込金

十一月一日調 十月一日調 差引

総額 一三八、一〇二、〇〇一四 一〇〇、一六四、四七三三四 増 二七、九三七、五七二七〇。

内

仕拂済額	一〇三、四二五、四〇七	七八、二八八、九二〇一八	増	二五、一三六、四八七 五七八
仕拂未済額	二四、六七六、六一二 四一八	二一、八七五、五二七 二九六	増	二、八〇一、〇八五 一三二

備考

大蔵省ノ仕拂済額計算方法

直接拂ハ九月以前ノ分ハ金庫ノ報告ニ依リ實際仕拂高ヲ掲ケ未拂高ハ之ヲ十月分ニ繰下ケ合併シテ其四割ヲ仕拂済ト假定セリ 但シ国債費ハ十月分全額ヲ仕拂済トセリ

間接拂ハ九月以前ノ分全額ト十月欄内ニアル金額ノ四割ト

ヲ仕拂済ト假定セリ

右ノ二假定数ヲ合併シテ仕拂済額ト見做シタルモノナリ

十月一日調ニ比シ十一月調ニ於テ二千七百九十餘万円ヲ増加シタ  
ルハ文部外務ニ於テ二十三萬餘円、陸軍ニ於テ二千三百六十餘  
万円、海軍ニ於テ三百四十餘万円、國債費ニ於テ二十九萬餘円  
在外公館其他ニ於テ三十五萬餘円ヲ増シタルニ依ル

山	10,101,410.01日	10,112,839.41日	10,124,268.81日
大蔵省	10,101,410.01日	10,112,839.41日	10,124,268.81日
文部省	23,000.00日	23,000.00日	23,000.00日
陸軍省	2,360,000.00日	2,360,000.00日	2,360,000.00日
海軍省	3,400,000.00日	3,400,000.00日	3,400,000.00日
國債費	2,900,000.00日	2,900,000.00日	2,900,000.00日
在外公館	3,500,000.00日	3,500,000.00日	3,500,000.00日
其他	3,500,000.00日	3,500,000.00日	3,500,000.00日
合計	10,101,410.01日	10,112,839.41日	10,124,268.81日

十一月一日

十月一日

大蔵省

文部省

陸軍省

海軍省

日本銀行



本行ニ於テ調査シタル仕拂濟額

一六、〇〇九、三二〇、〇〇〇	軍艦買入費
三一、一五八、二二三、五五七	中央金庫直接海外拂高
三一、三〇一、一八四、一三〇	正金銀行ノ御用為替許諾案内高
一二、〇〇五、七二九、〇〇〇	公債利子
計 九〇、四七四、四五六、六八七	

計 七〇,八六五,八四六,九〇六

一四,〇〇四,九九五 〇〇〇 二〇,〇〇〇

四一,三四一,一八二,一四〇 中島製糖 管田製糖 華洋製糖 三井製糖

三三,一八八,二二三,四四六 中島製糖 管田製糖 華洋製糖 三井製糖

一六,〇〇七,三三〇,〇〇〇 三井製糖 入 費

本行 三井 製糖 株式 會社 總 務 課 藏

0

直接拂

三十七年十一月一日調

總額	六七、二三七、一四四	九七六	
内			
仕拂済類	五九、一七三、二七二	五五七	
仕拂未済類	八、〇六三、八七二	四一八	
仕拂済内譯			
	一六、〇〇九、三二〇	〇〇〇	軍艦買入費
	三一、一五八、二二三	五五七	中央金庫直接海外送金 <small>一月ヨリ 十月末ニ至ル</small>
	一、二、〇〇五、七二九	〇〇〇	公債利子 <small>今</small>
計	五九、一七三、二七二	五五七	

日本銀行

銀 一石、二石、三石、四石、五石

銀 一石、二石、三石、四石、五石

一石、二石、三石、四石、五石

# 間接拂

十一月一日調	十月一日調	比較
--------	-------	----

総額	六〇、八六四、八七五。三八	三六、四五五、四八八。八六六	増 二四、四〇九、三八六一五二
----	---------------	----------------	--------------------

内

仕拂額	三二、三〇一、一八四。一三〇	二三、九八五、三八四。一三〇	七、三一五、八〇〇。〇〇〇
仕拂未済額	二九、五六三、六九〇。九八八	一〇、四七一、五八五。七五六	一七、〇九三、五八六一五二

## 備考

間接拂総額ハ重要海外拂見込金表ニ於ケル大蔵省ノ區分ニ依レリ

仕拂済額ハ正金銀行ニ於テ取扱ヒタル政府御用為替許諾案内高ニ依ル

十月ニ比シ総計二千四百四十餘万圓ヲ増加シタルハ陸軍ニ於テ二千

三百六十餘万圓 海軍ニ於テ七十六万餘圓、在外公館ニ於テ  
 一万六千餘圓等ヲ増シタルニ依ル

<p>六月一日 賄          六〇八六四八五三〇六</p>	<p>十月一日 賄          五九四五五五八八八六</p>	<p>六月一日 賄          五八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          五七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          五六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          五五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          五四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          五三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          五二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          五一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          五〇〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          四九〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          四七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          四五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          四三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          四一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四〇〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三九〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三〇〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          二九〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          二七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          二五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          二三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          二一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二〇〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一九〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          一八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          一六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          一四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          一二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          一〇〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          九〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          八〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          七〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          六〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          五〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          四〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          二〇〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          一〇〇三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          〇三三六二二</p>	<p>十月一日 賄          三三六二二</p>	<p>六月一日 賄          三六二二</p>	<p>十月一日 賄          六二二</p>	<p>六月一日 賄          二二</p>	<p>十月一日 賄          二</p>	<p>六月一日 賄          〇</p>	<p>十月一日 賄          〇</p>
---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

間鉢鉢

一月... 二月... 三月... 四月... 五月... 六月... 七月... 八月... 九月... 十月... 十一月... 十二月...

一月... 七月... 改... 心...

三十七年... 九月... 十月... 十一月... 十二月... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二...

明治三十七年自七月至十月 取扱高買計算書

四千四百六拾五萬千九百六拾七日九拾九錢 買入高

内譯

一 壹千壹拾五萬零千零百六拾貳日拾零錢 實際買入高

一 六百八拾壹萬千五百貳拾貳日 豫約高

一 七百四拾七萬七千四百八拾零日八拾六錢 香港上海之匯買入高

一 五千八百六拾四萬七千零拾九日貳拾四錢 賣出高

内譯

一 千四百八拾八萬五千日 政府直接

一 千八百貳拾壹萬日 左間接

一 千貳百五拾壹萬貳千零拾日 個人取扱

未付

備考

上記買入高、外高上... 半率... 豫約高... 内高八百餘万円...

上記資料、外高八百餘万円... 日本政府、必要に應じ... 日本銀行... 加入九七、三百餘万円...

一、中華の歴史

一千二百萬回

棉花の歴史

一、可憐なる

之、三年の政略、亦れ力政界の要、二倍の力、亦れ破せし

け、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

げ、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

正、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

正、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

有、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

有、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

有、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし

有、九、五、三、一、政界の要、二倍の力、亦れ破せし



明治三十七年<sup>自七月至十月</sup>彙報換日譯書(概算)

一 五千八百六拾五萬千六百七拾壹日貳拾貳錢 紙 高

日  
一 四千九百七拾六萬千六百七拾壹日貳拾貳錢 支行 高  
一 八百八拾九萬日 紙 高

日譯

一 千四百八拾八萬五千四百八拾日九錢 政府賣豫約支行 高

一 千八百貳拾叁萬四千五百五拾貳日拾叁錢 左 間接信用狀

日  
一 千九拾四萬四千五百五拾貳日 紙 供 用 高 高  
一 七百貳拾九萬日 紙 供 用 高 高

一 千 叁百萬日 棉花信用狀

日  
一 千貳百四拾萬日 紙 供 用 高 高

一 叁百五拾叁萬貳千叁拾九日 個人賣換

一 九百萬日 左 信用狀

四二  
八百萬日

日  
本  
銀行  
使用  
高  
高

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

倫敦通用資金表(概算)



倫敦通用金

月	倫敦資金	本店送金	合計
十一月	三五〇〇〇〇	二八〇〇〇〇	六三〇〇〇〇
十二月	二〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇
合計	三七〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	九三〇〇〇〇

差引不足高

二五〇〇〇〇

倫敦支出金

月	取組未満高	外債利子	国庫送金豫想	合計
十一月	二〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇	二〇〇〇〇〇	五三五〇〇〇
十二月	二〇〇〇〇〇	一九五〇〇〇	二五〇〇〇〇	六四五〇〇〇
合計	四〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	四五〇〇〇〇	一一八〇〇〇〇

新 設 日 石 銀 行 ( 附 錄 )

新 設 日 石 銀 行

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

新 設 日 石 銀 行 附 錄

中素三  
 子内三  
 子内三  
 子内三  
 子内三  
 子内三

綿為替請求高

取組 月日	三井物産会社	日本棉花会社	内外棉会社	累計
三十七年 十一月	孟買棉 一六〇,〇〇〇 米棉	孟買棉 八〇〇,〇〇〇 米棉	孟買棉 三〇〇,〇〇〇 米棉	
十二月	一三〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
計	一三六,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三二六,〇〇〇
三十八年 一月	一三〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
二月	一三〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
三月	一三〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
計	三六八,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	七八八,〇〇〇
累計	五〇四,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一一四〇,〇〇〇

外二

三井物産会社ヨリ申込分左ノ如シ

普通商品

拾貳万五千磅

砂糖

八万磅

倫敦三信用狀發行分

橫濱電線會社有申込分

電線

九千弗

竹内善七有申込分

羊毛

壹万磅

日本銀行

(14544)

大印

明治三十八年各省海外拂豫算  
大蔵省調  
三十七年九月  
三十八日内達

外務省

二、五六二、〇〇〇

内務省

本省其他

二七、五〇〇

臺灣總督府

一、五一四、二六三

大蔵省

國債費

一五、〇六三、〇〇〇

煙草專賣

一、四二六、四一六

其他

一九一、一五九

陸軍省

臨時軍事費

二七、三二四、四五六

砲兵工廠及  
千住製絨所

一、九九八、五二八

兵器彈藥其他

三〇、九三、五〇四

陸軍軍事費  
凡八千万田ニ達スヘ  
ト云フ

海軍省

臨時軍事費

二八、三九二、一二〇、〇〇〇

軍艦製造及建築

五、二六八、二八八、〇〇〇

吳造兵廠擴張費

二六四、〇〇〇、〇〇〇

造兵造船材料費

一、一四三、七五六、〇〇〇

間接拂(臨時軍事費以外)

三五六、〇〇〇、〇〇〇

文部省

留學生費

二五四、九一二、〇〇〇

其他

一九八、一〇三、〇〇〇

農商務省

六二〇、〇〇〇、〇〇〇

逓信省

四、九八一、三六八、〇〇〇

總計

九四、六七九、三七七、〇〇〇

昨今ノ見込ニテハ凡ク志億五千万圓ニ達スル豫算ナトモ各者トノ交渉未タ纏ラカルニ付其計數ヲ内達スルノ場合ニ至ラスト

神野國庫課長ノ註

(十月廿七)



自六月十七日  
至十一月四日  
英貨準備受拂高

摘要	受入	仕拂	差引残
六月十六日 於英蘭銀行預 入之兌換準備充當之英貨殘高 六分利附英債公債第一回拂込金 買入 高 (六月十七日)	九九〇,〇〇〇,〇〇		九九〇,〇〇〇,〇〇
同 第二回拂込金 (六月三十日)	二五〇,〇〇〇,〇〇		二一四〇,〇〇〇,〇〇
同 第三回拂込金 (七月二十七日)	二五〇,〇〇〇,〇〇		四六四〇,〇〇〇,〇〇
同 第四回拂込金 (八月三十一日)	二〇五,〇〇〇,〇〇		七二四〇,〇〇〇,〇〇
正金銀行買入 高 (自六月十七日至十一月四日) 為替資金 正金銀行賣買 却高 (自六月十七日至十一月四日)	八六二,〇〇〇,〇〇	二六〇五,〇〇〇,〇〇	一〇,〇〇五二,〇〇〇,〇〇
銀買入資金 (自六月十七日至十一月四日)		八五〇,〇〇〇,〇〇	七四四七,〇〇〇,〇〇
計	一〇,〇五二,〇〇〇,〇〇	三四五五,〇〇〇,〇〇	六五九七,〇〇〇,〇〇
差引残			六五九七,〇〇〇,〇〇

日本銀行



準備充當額

六五九七〇〇〇〇〇〇

磅

内

正金銀行へ通知預金トシテ預入高

八〇〇,〇〇〇,〇〇〇

磅

英國大藏省証券券買入代  
(額面四百五十六萬四千磅)

四五二,三〇三,〇四六

英廿四銀行へ預入高

一,二七三,九六九,五六

蘇 伊 受 入 出 帳 差 凡 欠

自六月十六日 英貨準備金高

英國大藏省記券受拂高調 (十一月五日)

月日	買入代金	期日入金額	買入代金合計
六月三十日	一二六六一二〇 <sup>磅</sup> 一一一三		一二六六一二〇 一一一三
七月十二日	四九七、三六九 六一五		一七六三、四八七 一七一八
" 二十二日	三九七、七〇一 一一八		二一六一、一九〇 一九一四
" 二十八日	一〇七九、四三五 五一六		三二四〇、六三六 四一〇
" 三十日	一四三〇、二四一 〇一五		三三八三、六五〇 一五一三
八月九日	四九六、六八三 六一〇	一二六六、三八一九一〇	三八八〇、三三四 二一一
" 二十七日		一二六六、六三八 一九一〇	三七五三、七〇五 二一三
" "	三九五、六九一 八一九		四一四九、三九六 二一〇
九月一日	五八一、七八九 一一二		四七三一、一三五 〇一一
" 六日	八三一、七八一 一三一六		四八一四、二九三 一四一五

日本銀行

日本銀行

九月十五日

三七八、一八五、一八一、一

五、一九三、四七九、二二一、六

二十八日

四四五、九六六、一七、七

五、六三八、四四六、一〇、一

十月五日

七、一六、七〇六、一三、二

四、九三二、七三九、一六、二

十月五日

一、二六〇、九三九、四、二

三、六六〇、八〇、一、二、九

十月六日

七、一九、六四〇、一、四

四、三八〇、四五〇、一四、一

十月六日

一、四八、五、一六、一三、二

四、五二八、九六七、八、一、〇

十月十五日

八、九七、一六九、一、九、九

三、六三一、七九七、八、一、三

十月二十二日

六、四六、三、八一、五、一、七

四、二七八、一七八、一、三、一、〇

十月二十四日

二、四四、八、五、二、〇、一、八

四、五二、三、〇、一、四、一、六

六月三十日

六、二六、六、二、〇、一、一、三

六、二六、六、二、〇、一、一、三

買入外金

買入外金

買入外金

買入外金

英國大藏省請示受林高臨 (十一月五日)

購銀資金

年月日 金額 累計 備考

明治廿年四月廿日	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	
青九	二〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
十	一〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
青三	一〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	
六	一〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	
十	二〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	
廿七	一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
廿四	一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	
廿五	一〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	
八月廿	一〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	
十一	一〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	

磅表片

磅表片

明治元年自廿日

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一五〇,〇〇〇  
〇  
〇

廿五日

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一六〇,〇〇〇  
〇  
〇

廿廿日

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一七〇,〇〇〇  
〇  
〇

廿月廿日

五〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一七五,〇〇〇  
〇  
〇

外に政府支出五拾萬磅あり

合計貳百貳拾五萬磅

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇

一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇  
一〇〇,〇〇〇  
〇  
〇

五日 金 銀 銅 紙

銀 金

別口為換資金支出高

年月日 金 額 累 計 備 考

明治六年六月廿

二五〇〇〇〇〇〇  
磅志片  
二五〇〇〇〇〇〇〇〇  
磅志片

七月五日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
三五〇〇〇〇〇〇〇〇

七月十日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
四五〇〇〇〇〇〇〇〇  
小口為換資金

七月廿日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
五五〇〇〇〇〇〇〇〇

八月一日

五〇〇〇〇〇〇〇〇  
六〇〇〇〇〇〇〇〇〇

八月五日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
七〇〇〇〇〇〇〇〇〇

八月十三日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
八〇〇〇〇〇〇〇〇〇

八月廿日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
九〇〇〇〇〇〇〇〇〇

八月廿五日

一〇〇〇〇〇〇〇〇  
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九月五日

二〇〇〇〇〇〇〇〇  
一〇二〇〇〇〇〇〇〇〇

九月十九日

五〇〇〇〇〇〇〇〇  
一〇七〇〇〇〇〇〇〇〇

日本銀行

明治元年九月香

七五〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一一四五〇〇〇〇

廿日

五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一一九五〇〇〇〇

廿日

一〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一二九五〇〇〇〇

廿日

一三〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一四二五〇〇〇〇

廿日

一五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一四四〇〇〇〇〇

十月日

一五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一四五五〇〇〇〇

廿日

二五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一四八〇〇〇〇〇

廿日

二〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一五〇〇〇〇〇〇

十月日

七五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一五七五〇〇〇〇

廿日

一五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一五九〇〇〇〇〇

廿日

五〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一六四五三四四一

廿日

二五〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
一六七〇三四四一

通知預金引出



明治廿年十月五日	七五〇〇〇〇	〇〇	一七四五三四四一八一	
十八日	二五〇〇〇〇	〇〇	一七七〇三四四一八一	
十九日	五〇〇〇〇〇	〇〇	一八五〇三四四一八一	
廿日	七五〇〇〇〇	〇〇	一九二五三四四一八一	
廿一日	二五〇〇〇〇	〇〇	一九五〇三四四一八一	
廿四日	五〇〇〇〇〇	〇〇	二〇〇〇三四四一八一	
廿五日	五〇〇〇〇〇	〇〇	二〇五〇三四四一八一	
廿八日	一〇〇〇〇〇〇	〇〇	二一五〇三四四一八一	
廿九日	二五〇〇〇〇	〇〇	二一七五三四四一八一	
三十日	五〇〇〇〇〇	〇〇	二二二五三四四一八一	
三十一日	二五〇〇〇〇	〇〇	二二五〇三四四一八一	

二五〇〇〇〇	〇〇	一六七〇三四四一八一
--------	----	------------

明治廿年首世日

二五〇〇〇  
〇  
〇  
二三〇〇  
三四四八一

七月一日

五〇〇〇〇  
〇  
〇  
二三五〇  
三四四八一

〃

五〇〇〇〇  
〇  
〇  
二四〇〇  
三四四八一

〃

五〇〇〇〇  
〇  
〇  
二四五〇  
三四四八一

〃

五〇〇〇〇  
〇  
〇  
二五〇〇  
三四四八一

一貳百五拾萬零百四拾四磅拾八志壹片

以算滿銀額

一拾壹萬磅

以算未滿高

合計貳百六拾壹萬零百四拾四磅拾八志壹片

內 五千零百四拾四磅拾八志壹片 通知預金引分

差引 貳百六拾萬五千一磅

田譯

一 九拾萬磅

香上銀行

一 貳拾五萬磅

渣打銀行

一 貳拾五萬磅

渣打銀行

一 拾八萬磅

インターナショナル銀行

一 拾五萬磅

山口商會

一 拾萬五千磅

其他

日  
石  
金  
子

一 此法與五子散  
一 此法與五子散  
一 此法與五子散

木村

三十七年十一月 正金銀行為換取組協定高



三十七年十一月下旬

合計	十一月		十二月	
	雜	棉	雜	棉
	一六〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
	棉為替	棉	雜	棉
	一六〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
	三井物産	棉為替		棉
	日本棉花	五〇〇,〇〇〇		二〇〇,〇〇〇
	内外棉花			棉為替
	各店分	五〇〇,〇〇〇		一,〇〇〇,〇〇〇
	合計	一,四一〇,〇〇〇		二,七五〇,〇〇〇
				四,一六〇,〇〇〇

三十七年十一月下旬  
 正金銀行為換取組協定高  
 三井物産  
 日本棉花  
 内外棉花  
 各店分  
 合計  
 一,四一〇,〇〇〇  
 二,七五〇,〇〇〇  
 四,一六〇,〇〇〇

東京 支店 出金 帳簿

合 計

8,140,000

440,000

400,000 400,000 400,000 1,000,000 4,400,000

440,000

140,000 400,000 400,000 1,810,000

14# 老 新 日 本 銀 行 日 本 銀 行 平 治 白 合 計

14# 支 店 出 金 帳 簿 附 加 支 店 出 金 帳 簿



